

第144回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

1. 事業報告の以下の事項
 - ・ 当社の新株予約権に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要
2. 連結計算書類の連結持分変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

武田薬品工業株式会社

上記事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.takeda.com/jp/investors/shareholders-meetings/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

当社の新株予約権に関する事項

役員(社外役員を除く)が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要(2020年3月31日現在)

名称 (発行決議の日)	発行時の 割当対象 者	新株予約 権の払込 金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	新株予約権の行使 期間	新株予 約権の 主な行 使条件	新株予約権の 目的となる株 式の種類およ び数(ならびに 新株予約権の 数)	役員(社外役員を 除く)の保有状況 および新株予約 権の数 (注)1
2011年度第1 回発行新株予約権 (2011年6月24日)	取締役 (社外取締役 を除く) 4名	1株当たり 2,726円	1株当たり 1円	2014年7月16日か ら2021年7月15日 まで	(注)2	普通株式 10,100株 (101個)	取締役 (監査等委員) 1名 101個
2011年度第2 回発行新株予約権 (2011年6月24日)	コーポレート オフィサーお よび上級幹部 113名	1株当たり 427円	1株当たり 3,705円	2014年7月16日か ら2031年7月15日 まで	(注)3	普通株式 878,700 株 (8,787個)	取締役(監査等委 員を除く) 1名 429個
2012年度第1 回発行新株予約権 (2012年6月26日)	取締役 (社外取締役 を除く) 4名	1株当たり 2,678円	1株当たり 1円	2015年7月18日か ら2022年7月17日 まで	(注)2	普通株式 18,600株 (186個)	取締役(監査等委 員を除く) 1名 79個 取締役 (監査等委員) 1名 107個
2013年度第1 回発行新株予約権 (2013年6月26日)	取締役 (社外取締役 を除く) 4名	1株当たり 3,709円	1株当たり 1円	2016年7月20日か ら2023年7月19日 まで	(注)2	普通株式 14,300株 (143個)	取締役(監査等委 員を除く) 1名 61個 取締役 (監査等委員) 1名 82個

(注)1. 社外役員が保有する新株予約権はありません。

2. (1)新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
(2)1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
3. (1)新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
(2)1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1)業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」、「戦略ロードマップ」で構成される「経営の基本精神」を当社グループ全体で共有し、これらに基づく企業文化の醸成に努めております。

当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制システムの整備を進めております。また、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、意思決定機関の体制を含めて、必要に応じて改定を実施しており、2019年5月、リスク管理の実効性を高めるため、監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーをリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーに改編し、その組織体制および役割等について見直しました。

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査・監督にかかる職務を実効ある形で遂行できる体制を整えるとともに、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めています。これらによる適切な監視・監督のもとで、取締役会は、透明性および客観性の高い意思決定を行うとともに、その決議をもって、取締役に対し権限委譲を行い事業運営の迅速化を図っています。
- ・ 取締役会の任意の諮問機関（委員会）として、指名委員会および報酬委員会を設置し、それぞれ社外取締役が委員長となり社外委員が過半数を占める構成とすることにより、取締役の選任・報酬に関する客観性と公正性を担保しています。なお、両委員会の委員のうち1名以上を監査等委員である取締役とすることにより、監査等委員会による、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等に関する監督機能の実効性を高めています。なお、取締役会決議をもって、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。
- ・ このような体制のもとで、取締役会は、当社グループの経営上の最重要事項（経営の基本精神に関わる事項、コンプライアンスを含む内部統制やリスク管理にかかる事項を含む）にかかる意思決定および経営戦略に関する討議を行うとともに、業務執行の監視・監督を行っています。
- ・ グローバル事業運営体制の強化に向け、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび当社グループの各機能を統括するメンバーで構成されるタケダ・エグゼクティブ・チーム（以下「TET」）を設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー（一般的な経営案件を所管）、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー（研究開発および製品関連案件を所管）およびリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー（リスク管理、企業倫理およびコンプライアンス案件を所管）を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務

執行が行われる体制を確保しています。

- 取締役会決議をもって、重要な業務執行の決定権限の一部につき、ビジネス・レビュー・コミッティー、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー、リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関における決裁を通して取締役会に委任しており、機動的で効率的な意思決定を行っています。
- 当社グループの事業運営体制、意思決定体制およびその運営ルール、その他オペレーション上の重要ルールを取りまとめた「タケダグループの経営管理方針 (TMAP)」に基づき、各機能の役割・責任を明確にし、一定の重要事項については、重要性に応じて、取締役会を含む意思決定機関への付議・報告を義務づけると同時に、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよびその他の TET メンバーに一定の権限を委譲し、適切なガバナンスの下で意思決定を行っています。また、各 TET メンバーは所管する各部門において、業務手順書および権限委譲に関するルールを定め、適正な内部統制の体制を整えています。
- 当社グループ全体を横断的・統一的に管理・監督するため、専門機能の担当業務ごとに、グローバルポリシー等（グローバルポリシーとは、3つ以上の TET 組織の従業員に適用されるルールをいう）を整備しています。
- 当社グループのリスク管理および発生した危機の管理については、「グローバルリスク管理ポリシー」および「グローバル危機管理ポリシー」に基づき、事業継続計画を含むタケダのリスク管理体制および発生した危機の管理体制をそれぞれ定めています。
- グローバルエシックス&コンプライアンス部門は、グローバルコンプライアンス推進体制のもと「タケダ・グローバル行動規準」のグループ各社への浸透を図るとともに、グループ各社のエシックス&コンプライアンス・プログラムの構築・浸透を図っています。グローバルエシックス&コンプライアンス部門は、当社グループの事業活動が法令および社内規定を遵守して実施されていることをモニタリングする仕組みを整備しています。また、内部通報によるものを含め、当社グループのエシックス&コンプライアンス関連事案に関しては、定期的にはリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーに報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告しています。
- グループ内部監査部門は、「グループ内部監査基準」に基づき、当社各部門およびグループ各社に対して定期的な内部監査を行い、監査結果を社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー、監査等委員会および取締役会に報告しています。
- グローバルファイナンス部門は、主要子会社の責任者が財務報告にかかる内部統制の状況について、質問書を通じて自己診断し、指摘・勧告に応じた改善計画を実行するプロセスを運用するとともに、金融商品取引法および内閣府令、米国サーベンス・オクスリー法に準拠するため、トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO)

による 2013 年版フレームワークに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行っています。

- ・ グローバルクオリティー部門は、研究・開発・製造・市販後安全対策に関わるグローバルな品質保証ポリシー等を策定し、定期的あるいは必要に応じ随時、その遵守状況の監査、監視・指導を行っています。
 - ・ グローバルマニュファクチャリング&サプライ部門内のコーポレート EHS(環境、健康、安全)部門は、「EHSに関するグローバルポリシーおよびガイドライン」等を策定し、定期的あるいは必要に応じて監査を行っています。また、環境、労働衛生、安全に関するリスクの低減を図るための支援と助言を行っています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会議事録、稟議決裁書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「グローバル RIM ポリシー」に従い、情報類型毎に保存の期間・方法・場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行っています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 「グローバルリスク管理ポリシー」に基づき、リスクの特定・評価・低減・報告・モニタリングと管理の 5 段階アプローチにより、全社規模のリスク管理(ERM: Enterprise Risk Management)を行っています。具体的には、当社の主要なリスク(研究開発、知的財産権、特許権満了等による売上低下、副作用、薬剤費抑制策による価格引き下げ、為替変動、企業買収、カントリーリスク、安定供給、訴訟、ITセキュリティおよび情報管理等)をはじめ、あらゆる損失危険要因について、各部門の責任者は、その担当領域毎に、中期計画・年間計画の策定・実施の中で、計数面および定性面から管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた対応策・コンテンツジェンシープランに基づき軽減措置を行っています。また、製造部門、IT その他コア部門における主要リスクについて必要に応じて事業継続計画を策定しています。
 - ・ 緊急事態に対する危機管理に関しては、「危機管理規則」により、危機管理責任者、サイトヘッド、インシデント地区責任者および危機管理委員会を置いて危機管理体制を整備しています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 「取締役会規程」その他職務権限・意思決定ルールを定める社内規定により、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を確保しています。
- ⑤ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ チーフ・エシックス&コンプライアンス・オフィサーおよびグローバルエシックス&コンプライアンス部門を設置し各部門を支援しています。また、エシックス&コ

ンプライアンス・プログラムを組織全体にわたって実施しています。

- ・ 当社は、当社の会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する内部通報を含め、法令、タケダ・グローバル行動規準、グローバルポリシーまたは社内規定の違反に関する内部通報の受領、保管、調査、取扱いに関する手続を定めています。当社はまた、従業員がタケダ・エシックスラインを通じて機密かつ匿名で内部通報を行うことができる体制を整えています。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等規程」に従い、以下のとおりとしています。

- ・ 常勤の監査等委員を置き、監査等委員会の業務補助および監査等委員会の事務局として、専任のスタッフ部門である監査等委員会室を置いています。
- ・ 監査等委員会室の業務執行者からの独立性、および監査等委員会からの指示の実効性確保のため、同室のスタッフの任命・異動等に関しては、監査等委員会の同意を要するものとしています。
- ・ 経営の基本的方針・計画に関する事項のほか、子会社および関連会社に関するものを含む重要事項について、取締役は、事前に監査等委員会に通知しています（ただし、該当事項を審議・報告する取締役会その他の会議に監査等委員が出席したときはこの限りではない）。
- ・ 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しています。
- ・ 監査等委員会は、取締役・使用人等に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または当社の業務・財産の状況の調査、その他監査等委員会の職務の一部を行う権限を与えられた選定監査等委員を選定しています。
- ・ 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況等を踏まえた上で、指示権を有する内部監査部門、内部統制推進部門や会計監査人との連繫を密にし、これらからの情報も活用した組織的な監査を行うことで監査の実効性と効率性を高めています。
- ・ 監査等委員は、職務執行のために必要な費用を当社に請求することとし、そのための予算を毎年提出しています。
- ・ 監査等委員会は、内部通報システムによるものも含め、監査等委員会や内部監査部門等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制について、必要に応じて取締役会に対して提案または意見の表明を行っています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当期において、上記(1)に記載した体制の適切な運用に努めました。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

[経営の基本精神およびビジョン 2025 の浸透]

- ・ 「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」、「戦略ロードマップ」で構成される「経営の基本精神」、および 2025 年にありたい姿を示した「ビジョン 2025」について、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーをはじめとする TET メンバーが、社内におけるメッセージの配信やタウンホールミーティングの開催等を通じて、グループ全体および従業員への浸透を図っております。

[コーポレート・ガバナンス体制の強化]

- ・ 当社は、2016 年の監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会と監査等委員会がそれぞれの役割をより適切に果たすために、社外取締役の構成比と多様性を高めております。当期末時点の取締役会は、取締役 16 名（うち 1 名が女性）のうち 11 名が社外取締役、また、日本人 8 名・外国人 8 名の構成となっております。また、監査等委員会は 4 名の取締役（監査等委員）で構成され、このうち 3 名が社外取締役であります。

[取締役会の状況]

- ・ 当期において取締役会を 8 回開催しました。取締役会では、独立社外取締役が議長を務め、独立性の高い社外取締役をはじめ、多様性を有する各取締役がそれぞれの見地から適宜発言を行っております。
- ・ 先述のとおり、重要な業務執行の決定権限を取締役に委任していることにより、取締役会は当社グループへの影響度が特に高い課題や経営戦略などについての議論や、取締役の業務執行状況の監督により多くの時間を充てております。
- ・ 社外取締役に対し、社外取締役でない取締役から毎回の取締役会の議題についての事前説明を実施しております。また、新任の社外取締役が就任する際には、取締役の法的責務についての理解を徹底することはもとより、当社の事業環境や戦略等についての情報を提供し、さらにその理解を深めていただくための機会を設けております。
- ・ 各社外取締役は、取締役会において、それぞれが有する、企業経営の経験に基づく高い識見、会計、法律等の専門性の高い分野における高度な知識等に基づき議案の審議において適宜発言を行ったほか、社外取締役のみの会合を開催し、認識の共有を図るとともに、取締役会の運営や経営へのかかわり方等につき意見交換や意見形成を行いました。
- ・ 当期において、取締役会の実効性評価を行いました。実効性評価は、第三者機関を起用し、取締役全員を対象に個別にアンケートおよびインタビューを実施するなど、個々の意見を求めやすい方法で実施しました。今回の評価結果においても、当社取締役会は実効性があるとの結果が得られるとともに、過去の評価において指摘された事項について改善が確認され、また、新たな重要指摘事項はありませんでした。評価結果全体については第三者による分析、提言を盛り込んだ上で、取締役

全員にて議論を行いました。これにより、当社取締役会の強みに関する理解を深め、当社取締役会の更なる機能向上を図る機会としました。

[当社グループの内部統制体制の整備に関する取り組み]

- ・ 取締役会、ビジネス・レビュー・コミッティー、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー、リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関の決裁事項以外の案件については、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび各機能の代表者から構成される TET メンバーへの権限委譲を進め、TET メンバーからの権限委譲は「権限委任に関するグローバルポリシー」に基づいて行っています。
- ・ グループ内部監査部門は、当社各部門およびグループ各社に対して内部監査を実施し、内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行いました。
- ・ グローバルファイナンス部門は、主要子会社の財務報告にかかる内部統制の状況について、質問書を通じた自己診断への責任者の回答に従い、各社の内部統制の実効性を確認するとともに、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行いました。
- ・ グローバルクオリティー部門は、「グローバル クオリティー ポリシー」に基づき、品質への当社としてのコミットメントおよび品質へのビジョンをより明確にし、当社グループのグローバルな品質保証を行っております。
- ・ コーポレート EHS 部門は、「EHS に関するグローバルポリシーおよびガイドライン」等に基づき、当社の環境、労働衛生、安全管理活動を推進するための責任および役割を明確にするるとともに、具体的な目標を設定し、環境、労働衛生、安全に関わるマネジメント、コンプライアンスの観点から、当社グループへの内部監査を行いました。

[コンプライアンスに関する取り組み]

- ・ 各部門において、潜在的にコンプライアンスのリスクが高い分野を対象としてモニタリングを行い、自主的かつ継続的な改善を進めております。
- ・ 当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては定期的にリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーおよび監査等委員会に、また適時に取締役会や TET に報告を行いました。

[リスク管理に関する取り組み]

- ・ 当期、各地域／部門の重要リスクにつきリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティーで議論・検証したうえで、コーポレートリスクとして登録するとともに、リスクマップを作成しました。
- ・ リスクマップについては取締役会に報告され、重要なリスクに対してリスク低減プランを策定し、評価指標に基づき、リスク低減策の有効性のモニタリングを行っています。

- ・ また、当期のリスク管理に関するその他の具体的な取り組みは以下のとおりです
 - ・ 各事業部門内にリスク・コーディネーターを設置するとともに、TET メンバーや従業員に対し、地震やパンデミック、製品回収等の危機対応意識の向上を目的とした教育、訓練を実施しました。
 - ・ サイバーセキュリティに対する以下の取り組みを行いました。
 - ・ 全事業部門のメンバーで構成された情報セキュリティ&ガバナンスのワーキンググループを設立し、情報リスクに関して協議し、リスク低減に向けた対応状況を毎月確認しました。
 - ・ セキュリティに対する意識向上および新たな脅威に対応するため、強化されたトレーニングを全従業員向けに導入しました。
 - ・ タケダのデータおよびIT インフラ基盤に対するプロセス面および技術面でのセキュリティを強化するための投資を継続するとともに、重大な事故に直面した場合に備え、関連するコストの補償として保険に加入しました。
 - ・ 社内ソーシャルメディアガバナンス体制を含む運用ルール（Social Media Playbook）を改訂し、運用管理ツールを旧 Shire 社と統合しました。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関するグローバル・クライシス・マネジメント・コミッティーを立ち上げ、渡航制限や在宅勤務推奨をはじめとした複数のガイダンスを同コミッティーから発出することで従業員に適切な行動を促すなど、感染拡大防止に努めました。

〔監査等委員会の取り組み〕

- ・ 「監査等委員会監査等規程」に基づく運営がなされ、社外取締役である監査等委員を議長として、当期において、監査等委員会を 11 回開催し、取締役会の議題や業務執行状況および内部統制システム等についての情報や意見の交換を行いました。常勤の監査等委員による、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門や内部統制推進部門との連繋等によって得られた情報を監査等委員全員で共有し、上記活動を通して、監査等委員会として監査意見を形成しています。
- ・ 監査等委員会は、取締役会において、監査等委員会の前年度の活動結果と今年度の活動方針および活動計画について報告し意見交換を図ったほか、取締役の業務執行について適宜意見を述べました。
- ・ グループ内部監査部門と、定期的にはまたは必要の都度、意見交換会を実施し、内部監査の計画や結果について報告を受けるだけでなく、指示や要請も行うことによって組織的な監査を行いました。
- ・ 監査等委員でない取締役の選任等および報酬等については、選定監査等委員が指名委員会および報酬委員会の委員として出席し意見を述べたほか、両委員会等で

得られた情報を監査等委員会で共有する等により、監査等委員会としての意見形成を図るなど、監督機能を発揮しました。

連結持分変動計算書 [国際会計基準]

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の 換算差額	その他の包括利益を通じて公正 価値で測定される 金融資産の公正 価値の変動
2019年4月1日残高	1,643,585	1,650,232	(-) 57,142	1,595,431	299,128	46,380
会計方針の変更による累積的影響額				(-) 512		
会計方針の変更を反映した期首残高	1,643,585	1,650,232	(-) 57,142	1,594,919	299,128	46,380
当期利益				44,241		
その他の包括利益					(-) 207,280	(-) 3,586
当期包括利益	-	-	-	44,241	(-) 207,280	(-) 3,586
新株の発行	24,538	24,538				
自己株式の取得			(-) 52,750			
自己株式の処分		(-) 0	1			
配当				(-) 282,693		
その他の資本の構成要素からの振替				13,505		(-) 19,903
株式報酬取引による増加		29,122				
株式報酬取引による減少 (権利行使)		(-) 23,605	22,428			
所有者との取引額合計	24,538	30,055	(-) 30,321	(-) 269,188	-	(-) 19,903
2020年3月31日残高	1,668,123	1,680,287	(-) 87,463	1,369,972	91,848	22,891

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素						
	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジコスト	確定給付制度 の再測定	合計			
2019年4月1日残高	2,959	1,412	-	349,879	5,181,985	4,006	5,185,991
会計方針の変更による累積的影響額				-	(-) 512		(-) 512
会計方針の変更を反映した期首残高	2,959	1,412	-	349,879	5,181,473	4,006	5,185,479
当期利益				-	44,241	49	44,290
その他の包括利益	(-) 25,689	(-) 857	(-) 6,398	(-) 243,810	(-) 243,810	101	(-) 243,709
当期包括利益	(-) 25,689	(-) 857	(-) 6,398	(-) 243,810	(-) 199,569	150	(-) 199,419
新株の発行				-	49,076		49,076
自己株式の取得				-	(-) 52,750		(-) 52,750
自己株式の処分				-	1		1
配当				-	(-) 282,693	(-) 153	(-) 282,846
その他の資本の構成要素からの振替			6,398	(-) 13,505	-		-
株式報酬取引による増加				-	29,122		29,122
株式報酬取引による減少 (権利行使)				-	(-) 1,177		(-) 1,177
所有者との取引額合計	-	-	6,398	(-) 13,505	(-) 258,421	(-) 153	(-) 258,574
2020年3月31日残高	(-) 22,730	555	-	92,564	4,723,483	4,003	4,727,486

(注) 当年度において、Shire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。その結果、利益剰余金および在外営業活動体の換算差額の2019年4月1日残高をそれぞれ1,569,365百万円および302,791百万円から1,595,431百万円および299,128百万円に遡及修正しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。なお同項後段の規定により、国際会計基準(IFRS)により求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 328 社

主要な連結子会社の名称

- (国内) 武田コンシューマーヘルスケア(株)、日本製薬(株)、シャイアー・ジャパン(株)
- (海外) 武田ファーマシューティカルズUSA Inc.、ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.、バクスアルタ Incorporated、ダイアックス Corp.、武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG、シャイアー・ファーマシューティカルズ・インターナショナル Unlimited Company、シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited、バクスアルタ GmbH

(2) 連結子会社の増減

- 増加： 19 社 (取得、設立等による増加)
- 減少： 48 社 (売却、清算等による減少)

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 22 社

主要な持分法適用関連会社の名称

武田テバファーマ(株)、天藤製薬(株)

(2) 持分法適用関連会社の増減

- 増加： 6 社 (取得等による増加)
- 減少： 3 社 (売却等による減少)

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法 (金融商品を除く)

①有形固定資産

有形固定資産は原価モデルで測定しており、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去および原状回復費用の当初見積額等が含まれております。

②のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、予想されるシナジーに基づき資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入は行っておりません。

③無形資産

無形資産は原価モデルで測定しており、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

当社グループは、製品および化合物の研究開発プロジェクトにおいて、第三者との共同研究開発および導入契約を定期的に締結しております。通常、共同研究開発契約については、契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。一方、導入契約については、契約一時金および契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。導入契約に係る契約一時金は導入契約の開始時に、開発マイルストンの支払についてはマイルストンの達成時に資産計上しております。

開発中製品の商用化が承認された場合は、その時点で、研究開発中の資産を製品に係る無形資産に振り替え、製品の製造販売承認日から見積耐用年数にわたって償却しております。

④非金融資産の減損

当社グループでは、決算日現在で、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、および退職給付に係る資産を除く非金融資産の帳簿価額を評価し、減損の兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合または年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資産または資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値、および当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益として認識しております。

過年度に減損を認識した、のれん以外の資産または資金生成単位については、決算日において過年度に認識した減損損失の減少または消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却または償却額控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、直ちに純損益として認識しております。

⑤棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。原価は主として加重平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費および棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。

(2) 資産の減価償却の方法

①有形固定資産

土地および建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。使用権資産の減価償却費は、リース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がある場合を除き、リース期間と見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3－50年
機械装置及び運搬具	2－20年
工具器具及び備品	2－20年

②無形資産

製品に係る無形資産（上市後製品に係る無形資産）は、特許が存続する見込期間に基づき、製品の製造販売承認日から主に3－20年にわたって定額法で償却しております。ソフトウェアは3－10年の見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

(3) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識および測定

- ・ 償却原価で測定される負債性金融商品
契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる売上債権及びその他の債権等の金融資産は償却原価で測定される金融資産に分類しております。売上債権は消費税等を含んだ請求書金額から損失評価引当金、現金値引等の見積控除金額を差し引いた金額で認識されます。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
償却原価で測定される金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の要件を満たさない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品
当社グループは、当初認識時において、金融商品ごとに行われる、資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をしております。当社グループは、報告日時点において、全ての資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しております。

(ii) 事後測定および認識の中止

- ・ 償却原価で測定される負債性金融商品
償却原価で測定される負債性金融商品については、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で事後測定しております。利息収益、為替差損益および減損損失は純損益として認識しております。また、認識の中止時に生じた利得または損失は純損益として認識しております。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、実効金利法により算定された利息収益、為替差損益および減損損失は純損益として認識しております。その他の公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識して、金融資産の認識の中止が行われる時にその他の包括利益に計上された累積額を純損益に組替調整しております。
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、再測定から生じる利得又は損失は純損益として認識しております。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定しております。配当は、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、純損益として認識しております。公正価値の変動から生じるその他の損益はその他の包括利益として認識し、事後的に純損益に振り替えることはできず、金融資産の認識の中止が行われる時にその他の包括利益の金額を資本内で利益剰余金に振り替えております。

(iii) 減損

損失評価引当金は予想信用損失モデルを用いて計算しております。引当金の見積りは将来予測的な予想信用損失モデルに基づいており、売上債権の保有期間にわたって起こりうる債務不履行事象を含んでおります。当社グループは売上債権、契約資産およびリース債権の損失評価引当金について、全期間の予想信用損失で測定することを選択しております。当社グループは、将来見通しのための調整を加えた過去の貸倒実績率に基づく引当マトリクスを用いて全期間の予想信用損失を算定しております。これらの引当金の金額は、連結財政状態計算書における売上債権およびリース債権の契約上の金額と見積回収可能額との差額を表しております。

②金融負債

(i) 当初認識および測定

金融負債は、当社グループが契約の当事者となる時点で連結財政状態計算書において認識しております。金融負債は、当初認識時点において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債、社債及び借入金、または債務に分類しております。

金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

(ii) 事後測定

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、再測定から生じる利得または損失は純損益として認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債はデリバティブおよび条件付対価に関する金融負債を含んでおります。
- ・ その他の金融負債（社債及び借入金含む）
その他の金融負債は、主として実効金利法を使用して償却原価で測定しております。

(iii) 認識の中止

契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

③デリバティブ

為替レートおよび金利の変動等によるリスクに対処するため、先物為替予約、金利スワップ、通貨オプションおよび通貨スワップ等のデリバティブを契約しております。

なお、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

デリバティブは、デリバティブ契約がヘッジ手段に指定されていない限り、純損益を通じて公正価値で測定されます。ヘッジ会計を適用していないデリバティブにかかる利得および損失は純損益に計上されます。

④ヘッジ会計

為替換算リスクに対処するため、デリバティブおよび非デリバティブをヘッジとして指定しております。外貨建借入金等を在外営業活動体に対する純投資ヘッジとして指定するとともに、外貨建取引による為替リスクに対処するため、先物為替予約等一部のデリバティブを予定取引におけるキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。

ヘッジの開始時に、ヘッジを行うための戦略に従い、リスク管理目的、ヘッジされるリスクの性質、およびヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジの開始時および毎四半期において、ヘッジ手段がヘッジ取引もしくは純投資の変動を相殺するのに極めて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、かつ適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。利得または損失のうち非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益で認識されていた金額は、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フローが純損益として認識された期に、連結純損益計算書における認識されたヘッジ対象と同じ項目において純損益に振り替えております。通貨のベイス・スプレッドおよび通貨オプションの時間的価値は、キャッシュ・フロー・ヘッジからは区分して会計処理され、その他の資本の構成要素の独立項目であるヘッジコストに計上されます。

(ii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

ヘッジ指定を取り消した場合、またはヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、売上割戻及び返品調整に関する引当金を認識しております。

また、過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。この結果認識された引当金は、主に訴訟および事業構造再編に係る引当金で構成されております。

① 売上割戻及び返品調整に関する引当金

売上割戻及び返品調整に関する引当金は、販売した製商品の売上割戻、返品調整等に係るものであり、メディケイド・ドラッグ・リベート・プログラム、メディケア・パートDリベート・プログラム、マネージド・ケア・プログラム等の米国での医療制度に関する引当金を含んでおります。

② 訴訟引当金

法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、財産が社外に流出する可能性が高くかつ訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。一部の製造物責任に係る請求については、過去に請求および和解に関する十分な実績があり、未請求の損害賠償請求権に対する引当金について信頼性のある見積りをすることができる場合に、引当金を計上しております。

③ 事業構造再編に係る引当金

事業構造再編に係る引当金は、事業構造再編に係る詳細な公式計画を策定した時点で認識しております。当社グループは、その計画に関して発生する費用の見積り発生額に基づき引当金および関連費用を計上しております。

(5) 退職後給付

当社グループは、退職一時金、年金、および退職後医療給付等の退職後給付制度を運用しております。これらの制度は、制度の性質に従い確定給付制度と確定拠出制度に分類されます。

① 確定給付制度

確定給付債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。制度改訂または縮小により生じる確定給付債務の現在価値の変動である過去勤務費用は、当該制度改訂または縮小が行われた時点で純損益に認識しております。

確定給付資産または負債の純額の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えております。

② 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

当連結会計年度より適用している基準および解釈指針は、以下のとおりであります。

IFRS第16号「リース」

当社グループはIFRS第16号を2019年4月1日より適用しております。IFRS第16号はIAS第17号「リース」（以下、「IAS第17号」）および、IFRIC第4号「契約にリースが含まれるか否かの判断」（以下、「IFRIC第4号」）に代わる単一のリース会計モデルであり、ほとんどすべてのリース取引についてリース負債および使用権資産を認識することを借手に要求しております。これにより、従前、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費、およびその他の営業費用に計上されていたオペレーティング・リースに係る費用のうち、財務的要素は金融費用として報告しております。

当社グループは、2019年4月1日において、遡及修正による累積的影響額を適用日時点で認識する方法（修正遡及アプローチ）を選択してIFRS第16号を適用しております。これにより、リース負債は適用日時点の残存リース料を同時点の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。また、使用権資産はリース負債の測定額に前払リース料、未払リース料、不利なリース契約、および企業結合にかかる公正価値の修正を調整した金額で認識しております。

IFRS第16号の適用により、2019年4月1日の連結財政状態計算書において、過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースとして認識していたリースを除き、リース負債（「その他の金融負債」に含まれております）が217,325百万円、使用権資産（「有形固定資産」に含まれております）が199,256百万円、それぞれ増加しております。2019年4月1日にリース負債に適用した借手の追加借入利率の加重平均は2.8%であります。IFRS第16号の適用による本連結計算書類におけるその他の影響で重要なものはありません。

当社グループは、適用日時点において、従前、IAS第17号に基づきオペレーティング・リースに分類されていたリースについて、以下の移行時の実務上の便法を適用しております。

- ・適用日時点で残存リース期間が12ヶ月以内のリースに認識の免除を適用
- ・減損レビューの代替として、適用開始日の直前におけるIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づく不利な契約に係る引当金の金額で使用権資産を調整する

また、当社グループは、2019年4月1日より前に締結した契約について、適用日時点で、契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかの再評価を行わず、代わりに、IAS第17号及びIFRIC第4号の適用結果を引き継ぐことを選択しております。

IAS第17号に基づく当社グループのオペレーティング・リースに係るコミットメントと、2019年4月1日の連結財政状態計算書に計上されたリース負債総額との調整表は以下の通りです。

(単位：百万円)	
2019年3月31日のオペレーティング・リースに係るコミットメント	233,578
減算：適用日においてリース期間が12ヵ月未満の短期リースの認識の免除	(-) 1,256
減算：原資産が少額であるリースの認識の免除	(-) 319
加算：行使することが合理的に確実な延長オプション	20,266
減算：開始日が2019年3月31日より後であるリース契約	(-) 4,394
減算：2019年4月1日の追加借入利率による割引額	(-) 31,783
加算：2019年3月31日に認識されたファイナンス・リース債務	179,411
その他	1,233
2019年4月1日に認識されたリース負債	396,736

[連結純損益計算書に関する注記]

1. その他の営業費用

その他の営業費用には、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる事業構造再編費用181,040百万円が含まれており、主な内訳は買収後におけるShire社との統合費用135,385百万円であります。

2. 法人所得税費用

法人所得税費用は△105,044百万円となりました。これは主に、償却費、棚卸資産の公正価値調整、統合費用等のShire社買収に関連する費用を計上したことに伴う税引前利益の減少およびスイスにおける税制改正に伴い計上された非資金性の繰延税金便益△94,611百万円の計上によるものです。

[連結財政状態計算書に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産の減価償却累計額	757,348 百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,688 百万円

2. 資産から直接控除した損失評価引当金

売上債権及びその他の債権	5,197 百万円
その他の金融資産	2 百万円

3. 偶発負債

(1) アイルランド税務当局による税務評価

Shire社は、2018年11月28日に、アイルランド税務当局から398百万ユーロの課税額に関する通知を受領しました。

税務当局は、2014年にShire社がAbbVie, Inc. からの買収の申し出の取下げに関する違約金として受領した1,635百万米ドルが課税対象となる可能性を言及しております。当社グループは違約金から納税義務は発生していないと考え、本件に関して異議申し立ての手続きを行っております。

(2) 訴訟

当社グループは、複数の訴訟および行政手続に当事者として関与しておりますが、最も重要な訴訟等は以下のとおりであります。

当社グループが関与する重要な訴訟等のなかには、それらの最終的な結果により財務上の影響があると見込まれる場合であっても、その額について信頼性のある見積りが不可能な場合があります。信頼性のある見積りが不可能な訴訟等については、以下で適切な情報の開示を行っておりますが、引当金の計上は行っておりません。

以下に記載している訴訟等については、既に引当金を計上しているものを除き、現段階において財務上の影響額について信頼性のある見積りが不可能であります。これは、複数の要因（審理の進行段階、決定が行われた場合にこれを争う権利が当事者にあるか否か、訴訟における法的責任の根拠に係る明確性の欠如、当社グループの抗弁の根拠、損害の算定および回収可能性の見積りの困難性、ならびに準拠法を含むが、これらに限定されない。）を考慮する必要があるためです。なお、原告側の請求額に関する情報は、仮に入手できた場合でも、必ずしもそれ自体が訴訟等の最終的な賠償金額を判断する上で有用な情報ではないと考えております。

訴訟等に関連して発生した法務関連費用および訴訟等に係る費用は、販売費及び一般管理費に計上しております。法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、財産が社外に流出する可能性が高くかつ訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。一部の製造物責任に係る請求については、過去に請求および和解に関する十分な実績があり、未請求の損害賠償請求権に対する引当金について信頼性のある見積りをすることができる場合に、引当金を計上しております。2020年3月31日現在、当社グループの訴訟に係る引当金の合計は49,711百万円であります。法的請求による最終的な負債の額は、訴訟手続、調査および和解交渉の帰結によって、引当額と異なる可能性があります。特段の記載のある場合を除き、当社グループは、現時点において、以下の各事案に関して訴訟が継続する期間や最終的な訴訟結果を見積ることはできません。

当社グループの状況は時間の経過とともに変化する可能性があります。したがって、いずれの訴訟等についても結果的に生じる損失が当連結計算書類に計上されている引当金の金額を大きく上回ることはないという保証はありません。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

規制当局の承認後の製品の使用に係る人体への安全性および有効性を確認するため、製品開発中に前臨床試験および臨床試験が実施されております。しかしながら、医薬品およびワクチンの上市後に、予想されていなかった安全性に関する問題が明らかになる場合、または第三者からかかる問題を主張される場合があります。当社グループは、当社グループの製品に関連して多数の製造物責任訴訟を提起されております。製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求について、当社グループは、引当金が計上されている事案を除き、現時点において予想される財務上の影響額について信頼性のある見積りをすることはできません。当社の主要な係争中またはその他の訴訟は以下のとおりであります。これらの訴訟の結果は必ずしも予測可能ではなく、複数の要素により影響を受けます。発生していることが少なくとも合理的に見込まれる損失について、引当済の金額を超過する損失の金額が重要かつ見積可能である場合には、当社は損失発生額に係る見込額または見込額の範囲を開示しております。

① アクトス

(i) 製造物責任訴訟

当社グループは、米国の連邦裁判所および州裁判所において、2型糖尿病治療剤ピオグリタゾンを含む製剤（米国製品名「アクトス」）に起因して膀胱がんまたはその他の傷病を発症したと主張する原告により訴訟を提訴されております。また、一時期米国においてアクトスを共同販売していたEli Lilly and Company（以下、「イーライリリー社」）も、アクトスに関連する多くの訴訟において被告となっております。当社グループは、両社の共同販促（co-promotion）契約に基づき、米国内の訴訟等についてイーライリリー社のために防御活動を行うと共に同社に対して補償を行うことに同意しております。また、米国外においても、同様の傷病を主張する人々により訴訟が提起され、また、損害賠償が請求されております。

2015年4月、当社グループと主要な原告の代理人は、米国内における当社グループおよびイーライリリー社に対する、係争中のアクトス関連の製造物責任訴訟の大多数について和解することで合意に至りました。当該和解は、和解が成立した日において米国の裁判所で係争中の膀胱がんに関する損害賠償請求のすべてを対象としております。また、米国内で未提訴の損害賠償請求者についても、和解が成立した日および和解が成立した日の翌日から3日以内に、代理人を通じて和解プログラムに参加する資格を有しておりました。提訴済みおよび未提訴を併せ損害賠償請求者の95%が和解プログラムに参加したことによって、和解が成立いたしました。当社グループは、この広範な和解プログラムに関連し、和解基金へ24億米ドル（約2,880億円）を支払っております。当社グループは、当社グループに対する製造物責任訴訟を補償範囲としている複数の保険契約により、約580億円の保険金を受領しております。当社グループは、依然として係争中のアクトス訴訟および損害賠償請求に関しては引当金を計上しております。その後、当社グループは、2015年の和解によって和解が成立しなかった原告より、新たに訴訟の提起を受けましたが、大多数について和解が成立しております。

(ii) 経済損失に係る訴訟

当社グループは、アクトスに関連して、その他幾つかの訴訟を提起されております。これらの訴訟の原告は、人身傷害に対する請求ではなく、アクトスに関して主張されている膀胱がんのリスクに関する追加情報を当社グループが提供していれば、処方されなかったであろうアクトスの処方せんに対する支払により経済損失を被ったと主張するものであります。Painters' Fund訴訟では、米国カリフォルニア州中央地区地方裁判所において、第三者支払人から成る暫定的クラスが、当社グループに対して訴訟を提起しました。2018年4月、同地方裁判所は当社グループの棄却申し立てを認めましたが、2019年12月3日、アメリカ合衆国第9巡回区控訴裁判所は、同地方裁判所の判決を破棄しました。これを受け、当社グループは、連邦最高裁判所に上告請求を行いました。2019年6月、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において、別の第三者支払人集団により類似の請求を主張する訴訟が提起されました。

ミシシッピ州およびルイジアナ州もまた、当社グループおよびイーライリリー社がアクトス服用による膀胱がんおよびその他のリスクに関する警告を怠ったと主張し、両社に対して訴訟を提起しております。当該訴訟においては、州がメディケイド等のプログラムを通じ患者のために負担したアクトスの薬剤費の払戻し、アクトスに起因する傷病の治療費、弁護士およびその他の費用の補償、ならびに懲罰的損害賠償が請求されております。裁判所は、当社グループによるルイジアナ州の請求棄却の申し立てを認めましたが、この判決については控訴されております。2018年11月、当社グループおよびイーライリリー社はミシシッピ州が提起した訴訟について和解に合意しました。2019年9月、当社グループは、ルイジアナ州が提起した訴訟の和解について基本的に合意しました。

② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

当社グループは、2020年3月31日現在、米国連邦裁判所および州裁判所において、約6,400件のプレバシドおよびデクスラントの使用に関連した製造物責任訴訟を提起されております。米国連邦裁判所において、これらの訴訟の大多数が係争中であり、広域係属訴訟（MDL）制度に係る公判前整理手続がニュージャージー州の連邦裁判所に統合されております。当該訴訟の原告側は、プレバシドおよび（または）デクスラントの使用により腎臓障害を発症し、当社グループが潜在的な危険性についての適切な警告を怠ったと主張しております。アストラゼネカ社、プロクター・アンド・ギャンブル社およびファイザー社等の、当社グループと同じくプロトンポンプ阻害薬クラスに属する製品を製造している他の製薬会社に対して、類似の訴訟が係争中となっております。米国外では、カナダのケベック州、オンタリオ州およびサスカチュワン州の3つの州において、3件の集団訴訟が提起されております。当該提訴には、当社グループ、アストラゼネカ社、ヤンセン・ファーマシューティカル社および複数の後発品製薬会社が被告として含まれております。

③ エラプレース製造物責任訴訟

Shire社のブラジルの関係会社であるShire Farmaceutica Brasil Ltdaは、Shire社がエラプレースの臨床試験に参加した患者に対し無期限で当製品を無償で提供する責任を有するとして、ブラジル検察介入のもと、2014年にサンパウロ州により提訴されました。また、原告は現在までに患者に代わり支払った費用およびこれらの主張に係る精神的な被害(moral damage)について、ブラジル政府に対し補償するよう求めています。

2016年5月6日、第一審裁判所は本事案に関し、集団訴訟に基づくすべての請求を棄却しました。2017年2月20日、サンパウロ控訴裁判所が第一審判決を支持する判決を下したことにより、集団訴訟に基づくすべての請求が棄却されました。2017年7月12日に検察は最高裁判所、2017年10月10日にサンパウロ州は上位裁判所および最高裁判所に上訴しました。2017年11月13日、Shire社は前述の上訴に対する回答を提出しており、2018年7月3日にサンパウロ控訴裁判所長によりすべての控訴に対する上訴裁判所への送致を却下する決定が下されました。当該決定に対し、州（2018年8月23日）と検察（2018年10月3日）の双方が上訴したことにより、2019年2月27日、本上訴記録は上位裁判所に提出されました。2020年3月6日、控訴棄却判決が確定し、当該訴訟の終了が決定されました。

知的財産権

知的財産権に関する訴訟には、当社グループの様々な製品または製法に関する特許権の有効性および法的強制力に対する異議の申立て、ならびに当該特許権に対する非侵害の主張が含まれます。これらの訴訟に敗訴することにより、対象となった製品に係る特許権の保護の喪失につながる可能性があり、結果として該当製品の売上が大幅に減少し、当社グループの将来の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

① トリンテリックス

当社グループは、トリンテリックスの後発品の販売を求める後発医薬品製薬会社16社から、Paragraph IV証明を添付してANDAを申請したとの通知を受領しました。当社グループは、米国デラウェア州の連邦裁判所においてANDAを申請した当事者に対する特許侵害訴訟を提起しております。2019年5月29日に一回目のマークマンヒアリングが行われ、請求項の解釈に関する決定が同年7月16日に出されました。2019年12月18日に二回目のマークマンヒアリングが行われました。本訴訟の公判は2020年10月13日に開始予定です。

② Entyvio

F. Hoffmann-La Roche, AG (以下、「ロシュ社」)は、Entyvioがロシュ社のドイツ、イタリアおよびスペインにおける特許を侵害していると主張し、これらの国において当社グループに対する特許侵害訴訟を提起しました。また、当社グループは、英国においてロシュ社の同国における特許の無効を主張する訴訟を提起し、ロシュ社はこれに対し、特許侵害の反訴を提起しました。

2019年12月、当社グループはロシュ社と和解およびライセンス契約を締結し、Entyvioおよびグリコシル化抗体に関するロシュ社の欧州特許第2007809号に関連して両社間で進行中のすべての特許訴訟および係争を解決することに合意致しました。

この和解は当社グループの連結純損益計算書に重大な影響を及ぼすものではありません。また、この和解およびライセンス契約において想定される支払義務は、当社グループに重大な影響を及ぼすものではありません。

③ Mydayis

2017年10月12日、Shire社は、Mydayisの後発品の販売承認を求めるTeva Pharmaceuticals USA社から、FDAにANDAを申請したとの通知を受領しました。これを受けて、通知受領から45日以内に、Shire社はTeva Pharmaceuticals USA社、Actavis Laboratories社、Teva Pharmaceutical Industries Limited (以下、総称して「テバ社グループ」)に対して、米国デラウェア州の連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。

2019年1月23日にマークマンヒアリングが行われました。同年11月に両社は和解しました。

2018年3月8日、Shire社は、Mydayisの後発品の販売承認を求めるImpax Laboratories Inc. (以下、「インパックス社」)から、FDAにANDAを申請したとの通知を受領しました。これを受けて、通知受領から45日以内に、Shire社はインパックス社に対して、米国デラウェア州の連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。2019年1月23日にマークマンヒアリングが行われました。同年10月に両社は和解しました。

2018年1月、KVK Tech社より、米国特許第8,846,100号および第9,173,857号に対する当事者系レビュー (IPRs) の請求が提起され、2018年7月に当該請求が認められました。両特許はオレンジブックに掲載されているMydayisの特許です。2019年7月3日、米国特許商標庁特許審判部にて、両特許の本件の対象となった請求項の有効性が認められました。KVK Tech社はこの決定に対して連邦巡回区控訴裁判所に上訴しましたが、その後2019年9月に本上訴を取り下げました。

上記の和解および上訴の取下は当社グループの連結純損益計算書に重大な影響を及ぼすものではありません。

④ アディノベイト

2016年12月5日、現在は当社グループの子会社であるBaxalta IncorporatedおよびBaxalta US Inc. (以下、総称して「バクスアルタ社」)ならびにNektar Therapeutics (以下、「ネクター社」)は、米国デラウェア州の連邦地方裁判所において、Bayer Healthcare LLC (以下、「バイエル社」)により訴訟を提起されました。当該訴訟は、アディノベイト [抗血友病因子 (組み換え体)、PEG化] の販売に係る米国特許第9,364,520号の侵害を主張するものであり、2019年1月28日に開始した陪審において審理されました。陪審員は、特許侵害を主張する原告側の意見を支持し、特許が侵害されているとの判断を下すとともに1億5,520万ドルの損害賠償を認定しました。当社グループは2019年9月に米国連邦巡回区控訴裁判所に上訴しております。また、当社グループはShire社の買収に伴って当該訴訟に係る引当金を計上しております。

⑤ ニンラーロ

2020年1月17日、当社グループはSun Pharmaceutical Industries Limited (以下、「Sun社」)からニンラーロに関するParagraph IV証明の通知を受領しました。Sun社は、当社グループが保有する米国特許第7,442,830号、第8,859,504号、及び第9,175,017号は無効であり、法的強制力はなく、および/または侵害されないものと主張しています。これに対し、当社グループは2020年2月27日、米国デラウェア州の連邦地方裁判所にSun社に対する訴訟を提起しました。

⑧ その他

上記の個別の特許訴訟に加えて、当社グループは、Alogliptinを含む当社グループの他の医薬品の後発品を販売する目的でParagraph IV証明を添付してANDA申請を行ったとの通知を他の製薬会社から受領した結果、多数の訴訟等の当事者となっております。当社グループは、このような事例において、関与する当事者に対して特許侵害訴訟を提起しております。

販売・営業および規制

当社グループは、当社グループの製品および営業活動に関連するその他の訴訟に関与しており、その中で最も重要なものは以下のとおりであります。

① アクトス

反トラスト訴訟

2013年12月、当社グループに対する2件の反トラスト集団訴訟のうち最初の集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において、アクトスの処方を受けた患者から成る暫定的クラスにより提起されました。2つ目の集団訴訟は、2015年4月、同地方裁判所において、当社グループからアクトスを購入した卸売業者からなる暫定的クラスにより提起されました。両訴訟において、原告は、特に、当社グループがFDAのオレンジブックに掲載されている当社グループのアクトスに関する特許を不適切に記載した結果、ANDAを提出した後発医薬品製薬会社に対して要件が課せられ、これにより、アクトス後発品の発売が遅れたと主張しております。2019年10月、同地方裁判所は、当社グループの請求棄却申し立てを却下しました。これを受け、当社グループは、同地方裁判所の決定に対して抗告を提起しており、依然として係争中であります。

② 患者支援プログラムに関する調査

2017年3月期に当社グループが買収したアリアド社は、買収に先立つ2016年11月、米国司法省ボストン地方検事局から、召喚状(subpoena)が発行され、2010年1月から現在に至るまでの間のアリアド社がMedicareプログラム上の患者の自己負担にかかる財政支援を行う非営利団体(501(c)(3) copayment foundations)に行った寄付、Medicare受益者向け財務支援プログラムおよび無償薬剤提供プログラム、ならびに上記の非営利団体と特定薬局、拠点または医療プログラムサービス提供機関との間の関係に関する情報の提出を求められております。当社グループは当該調査に協力しております。

2019年3月期に当社グループがShire社の買収により取得したシャイアー・ファーマシューティカルズLLC社に対して、2019年6月に、米国司法省ボストン地方検事局から召喚状(subpoena)が発行されました。当該召喚状において、遺伝性血管性浮腫の治療薬であるフィラジル(Firazyr)やCinryzeを含むShire社の医薬品を使用するMedicareプログラム上の患者に対して財政支援を行う非営利団体(501(c)

(3))とShire社の関係について情報の提出を求められております。Shire社は当該調査に協力しております。

③ 米国司法省からの民事調査要請

2020年2月19日、当社グループは、米国司法省ワシントンDC地方検事局から民事調査要請書を受領しました。当該民事調査要請書は、主にTrintellixの販売促進に関連して、オフラベル使用(適応外使用)の販売および反キックバック法に対する違反の可能性の調査の一環として、情報の提供を求めるものです。当社グループは、司法省による当該調査に協力しております。

2020年2月28日、当社グループは、米国司法省ワシントンDC地方検事局から民事調査要請書を受領しました。当該民事調査要請書は、IG皮下注射剤であるCuvitru、HyQviaおよびGammaguardの販売促進に関連して、フロリダ州のアレルギーセンターに対してキックバックを行った可能性の調査の一環として、情報の提供を求めるものです。当社グループは、司法省による当該調査に協力しております。

[連結持分変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,576,374千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	140,836百万円	90円00銭	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	141,857百万円	90円00銭	2019年9月30日	2019年12月2日
計		282,693百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 141,858百万円
- ②1株当たり配当額 90円00銭
- ③基準日 2020年3月31日
- ④効力発生日 2020年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,686,000株

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 3,032円22銭

2. 基本的1株当たり当期利益 28円41銭

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社グループの晒されている主なリスクは、市場リスク、取引先の信用リスク、流動性リスクを含み、為替、金利、商品その他の金融資産の価格変動等の市場環境の変化により生じるものであります。これらのリスクは、当社グループのリスク管理方針に基づきコントロールしております。

(1) 市場リスク

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものには①為替リスク、②金利リスク、③価格変動リスクがあります。市場リスクの影響を受ける金融商品には、貸付金及び借入金、預金、資本性金融商品ならびにデリバティブ金融商品が含まれております。

①為替リスク管理

当社グループは、主に事業活動（収益または費用が外貨建ての場合）および当社の在外子会社に対する純投資により、為替変動リスクに晒されております。当社グループはデリバティブ金融商品を利用して為替リスクを集約して管理しております。当社グループのポリシーでは投機目的で外貨建て金融資産やデリバティブを保有することは認められておりません。当社グループは、個別に金額的に重要な外貨建取引について、先物為替予約、通貨スワップおよび通貨オプションを利用しております。また、Shire社買収に伴う資金調達にかかる米ドル建ておよびユーロ建ての金融負債を含む米ドル建ておよびユーロ建ての借入金および社債をヘッジ手段に指定し、純投資のヘッジを適用しております。

②金利リスク管理

当社グループは、変動利付負債について市場金利および為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクおよび為替変動リスクを抑制するため、キャッシュ・フロー・ヘッジ戦略に基づき金利スワップおよび通貨スワップを実施して支払金利の固定化を図っております。

③価格変動リスク管理

商品価格リスク

当社グループは、事業活動において価格変動リスクにさらされております。当社グループは主に固定価格の契約を締結することによってリスクを管理しておりますが、価格を固定する金融商品を使用する場合があります。

市場価格リスク

当社グループの固定支払の金融資産および負債の市場価格と評価は本注記に記載の通り管理されている為替レート、金利および信用スプレッドの影響を受けます。資本性金融商品について、当社グループは、株価および発行会社の財務状況をレビューすることにより価格変動リスクを管理しております。

(2) 信用リスク

当社グループは、営業活動における信用リスク（主に売上債権）、銀行等の金融機関への預金および外国為替取引ならびにその他の金融商品取引を含む財務活動における信用リスクに晒されております。決算日現在における、保有する担保の評価額を考慮に入れない場合の最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結財政状態計算書上の帳簿価額としております。

①顧客の信用リスク

売上債権およびその他の債権は顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、債権管理に係る社内規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念の早期把握や潜在的な信用リスクの軽減を図っております。さらに必要に応じて、担保・保証などの保全措置も講じております。

②その他のカウンターパーティーリスク

当社グループの手許資金につきましては、その大部分を、プーリングを通じて当社および米欧の地域財務管理拠点に集中しております。この資金は、資金運用に係る社内規程に従い、格付の高い短期の銀行預金および債券等に限定し、格付・運用期間などに応じて設定している限度額に基づいて運用しているため、信用リスクは僅少であります。

プーリングの対象としていない資金につきましては、連結子会社において当社の規程に準じた管理を行っております。

デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 流動性リスク

当社グループは流動性リスクを管理しており、当社グループの短期、中期、長期の資金と流動性の管理のための、適切な流動性リスク管理のフレームワークを設定しております。

当社グループは、予算と実際のキャッシュ・フローを継続的に監視することにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクに備えるため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当社グループは、偶発的なリスクを軽減し、予測される資金需要を上回る資金水準を維持することを目的として、流動性のある短期投資と格付けの高い相手方とのコミットメントラインとの組み合わせにより、利用可能な流動性を最大化するよう努めております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、以下の通りであります。

経常的に公正価値で測定する金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致し、償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しており、また、リース負債については公正価値の開示が要求されないため、下表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債	3,204,965	3,351,400
長期借入金	1,883,325	1,876,613

長期金融負債は帳簿価額で認識しております。社債の公正価値は、評価技法への重要なインプットが観察可能な市場情報に基づいている、取引先金融機関から入手した時価情報によっており、借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

[重要な後発事象に関する注記]

当社グループは、2020年4月24日、欧州で販売する一般用医薬品および医療用医薬品ポートフォリオの一部、ならびにデンマークおよびポーランドに所在する2つの製造拠点を、Orifarm Group (以下、「Orifarm社」) に、一定のクロージング条件を満たし、必要な規制上のクリアランスの取得を前提に、最大約6.7億米ドルで譲渡する契約を締結したことを発表しました。この契約締結に関連して、当社グループは、Orifarm社と、当社グループがOrifarm社に代わり一部の製品を引き続き製造する製造供給契約を締結する予定です。本取引は、製造拠点、製品の権利および関連する従業員の移転を含んでおり、2021年3月期末までの完了を見込んでおります。なお、本取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券	繰延ヘッジ損益			評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(※)	利益剰余金合計							
2019年4月1日残高	1,643,585	1,629,679	1	1,629,680	15,885	1,382,387	1,398,272	(-) 57,114	4,614,423	26,814	4,607	31,421	1,327	4,647,171
当期中の変動額														
新株の発行	24,538	24,538		24,538					49,076					49,076
剰余金の配当						(-) 282,693	(-) 282,693		(-) 282,693					(-) 282,693
固定資産圧縮積立金の取崩									-					-
当期純利益						130,626	130,626		130,626					130,626
自己株式の取得								(-) 52,749	(-) 52,749					(-) 52,749
自己株式の処分			(-) 1	(-) 1				22,429	22,428					22,428
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)									-	(-) 8,095	43,263	35,168	(-) 27	35,141
当期中の変動額合計	24,538	24,538	(-) 1	24,537	-	(-) 152,067	(-) 152,067	(-) 30,320	(-) 133,312	(-) 8,095	43,263	35,168	(-) 27	(-) 98,171
2020年3月31日残高	1,668,123	1,654,217	0	1,654,217	15,885	1,230,320	1,246,205	(-) 87,434	4,481,111	18,719	47,870	66,589	1,300	4,549,000

(※) その他利益剰余金の内訳

	退職給与積立金	配当準備積立金	研究開発積立金	設備更新積立金	輸出振興積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2019年4月1日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	29,120	814,500	518,879	1,382,387
当期中の変動額									
新株の発行									-
剰余金の配当								(-) 282,693	(-) 282,693
固定資産圧縮積立金の取崩						(-) 2,461		2,461	-
当期純利益								130,626	130,626
自己株式の取得									-
自己株式の処分									-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)									-
当期中の変動額合計	-	-	-	-	-	(-) 2,461	-	(-) 149,606	(-) 152,067
2020年3月31日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	26,659	814,500	369,273	1,230,320

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 15～50年

機械装置 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、償却期間は利用可能期間に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、受取手形、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額から企業年金基金制度に係る年金資産の公正価値の見込額を差し引いた金額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれその発生した事業年度から費用処理することとしております。

- (5) スモン訴訟填補引当金は、今後の健康管理手当および介護費用等の支払いに備えるため、事業年度末現在の当社関係の和解者を対象に、1979年9月、スモンの会全国連絡協議会等との間で締結された和解に関する確認書および成立した和解の内容に従って算出した額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金は、株式交付規則に基づく取締役および従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。
- (7) 事業構造再編引当金は、研究開発体制の変革およびShire社との統合により今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理により、金利スワップ取引については特例処理要件を満たしている場合は特例処理によっております。

②ヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジ方針

短期変動金利に連動する、将来の金融損益に係るキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。為替変動に連動する、将来のキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、為替予約取引等を利用しております。また、在外子会社への投資の為替変動リスクに対して、外貨建借入金及び社債等をヘッジ手段としております。これらのヘッジ取引は、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規定に基づき行っております。

③ヘッジ有効性評価の方法

事前テストは回帰分析等の統計的手法、事後テストは比率分析により実施しております。なお、取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高い場合は、有効性の判定を省略しております。

(2) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 396,837 百万円

2. 偶発債務
(債務保証)

以下に記載するものについての社債の償還、不動産リース契約に基づく賃借料支払・無形固定資産購入に係る支払およびShire社の子会社が発行している社債および為替に関するデリバティブ取引に対する保証をShire社に代わり当社が引継いだ債務等に対し保証を行っております。

武田薬品工業(株)従業員	65 百万円
シャイアー LLC	958,142 百万円 (8,831 百万ドル)
シャイアー・アクイジションズ・インベストメント・アイルランド Designated Activity Company	955,396 百万円 (8,805 百万ドル)
バクスアルタ Incorporated	166,902 百万円 (1,539 百万ドル)
ファーマ・インターナショナル・インシュランス Designated Activity Company	49,174 百万円 (454 百万ドル)
ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.	29,434 百万円 (272 百万ドル)
シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited	9,138 百万円 (85 百万ドル)
英国武田 Limited	200 百万円 (2 百万ポンド)
武田 Pharma, S.A.	59 百万円 (35 百万アルゼンチンペソ)
武田 S.A.S Columbia	55 百万円 (500 千ドル)

(訴訟)

重要な訴訟案件等については、「連結注記表 [連結財政状態計算書に関する注記] 3. 偶発負債 (2) 訴訟」の以下の項目をご参照下さい。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

- ① アクトス
- ② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	118,167 百万円
長期金銭債権	2,121 百万円
短期金銭債務	340,644 百万円
長期金銭債務	1,096,251 百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	103,061 百万円
仕入高	42,098 百万円
その他	39,731 百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	87,547 百万円
営業外費用	15,831 百万円
特別利益	15,701 百万円
資産譲渡高	15,946 百万円
資産購入高	1,168,584 百万円

2. 研究開発費

110,108 百万円

3. 特別利益

(投資有価証券売却益)

投資有価証券売却益は、主に(株)メディパルホールディングスの株式を売却したことによるものであります。

(固定資産売却益)

固定資産売却益は、グループの事業再編に関連して、子会社に特許権を売却したことにより認識したものであります。

4. 特別損失

(事業構造再編費用)

効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用を特別損失に計上しております。主な内訳は、湘南ヘルスイノベーションパークの信託設定に伴う有形固定資産の減損損失であります。

用途	種類	場所	金額
研究設備	建物及び構築物	神奈川県藤沢市	22,419百万円

上記の減損損失は、湘南ヘルスイノベーションパークを信託設定する決定に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識したことによるものであります。

これらの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については合理的に算定された価格に基づいております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

18,523千株

[関連当事者との取引に関する注記]

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャイアー LLC	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	958,142百万円	—	—
子会社	シャイアー Limited	所有 間接100.0%	出資	増資の引受 (注2)	199,165百万円	—	—
子会社	シャイアー・アクイジションズ・インベストメント・アイルランド Designated Activity Company	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	955,396百万円	—	—
子会社	バクスアルタ Incorporated	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	166,902百万円	—	—
子会社	バクスアルタ US Inc.	所有 間接100.0%	出資	子会社株式の取得 (注3)	862,789百万円	—	—
子会社	武田ファイナンスング合同会社	所有 間接100.0%	資金取引	グループ間の資金借入 (注4)	633,605百万円	長期借入金	633,990百万円
				支払利息	388百万円	—	—
子会社	シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited	所有 間接100.0%	資金取引	グループ間の資金借入 (注4)	501,944百万円	短期借入金	44,286百万円
				支払利息	6,976百万円	長期借入金	462,260百万円
				—	—	未払借入金利息	9百万円
子会社	シャイアー・アイルランド・インベストメント Limited	所有 間接100.0%	資金取引	無形固定資産の購入 (注5)	305,795百万円	—	—
				増資の引受 (注6)	320,293百万円	—	—
子会社	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG	所有 直接100.0%	医薬品の販売	グループ間の資金借入 (注4)	216,186百万円	短期借入金	145,847百万円
				支払利息	87百万円	未払借入金利息	36百万円
				固定資産売却益	15,701百万円	—	—
				増資の引受 (注5)	305,842百万円	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)

債務保証は、社債の償還を保証するものであります。なお、保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2)

シャイアー Limitedに対する増資の引受は、主にシャイアー Limitedの債務引受による現物出資によるものであります。

(注3)

バクスアルタ US Inc. から、同社の完全子会社であったバクスアルタ・ホールディング B.V. の株式100%を取得したものであります。

(注4)

資金借入および資金貸付の利息率は、市場金利を勘案して協議の上、合理的に決定しております。

(注5)

武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AGに対する増資の引受は、主にシャイアー・アイルランド・インベストメント Limitedより購入した無形固定資産の現物出資によるものであります。

(注6)

シャイアー・アイルランド・インベストメント Limitedに対する増資の引受は、保有するシャイアー・ノースアメリカン・グループ Inc. 株式の現物出資によるものであります。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,919円21銭
2. 1株当たり当期純利益	83円88銭

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	6,277
委託研究費等	11,220
棚卸資産	7,963
繰延ヘッジ損益	9,503
未払費用	10,432
前受収益	4,009
退職給付引当金	2,220
事業構造再編費用引当金	5,146
有形固定資産償却超過額等	14,759
特許権	8,585
販売権	6,341
有価証券	710,925
繰越欠損金 (注1)	379,977
その他	17,176
繰延税金資産 小計	1,194,533
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1)	(-) 298,013
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (注2)	(-) 716,879
評価性引当額 小計	(-) 1,014,892
繰延税金資産 合計	179,641
(繰延税金負債)	
前払年金費用	(-) 11,569
その他有価証券評価差額金	(-) 8,246
固定資産圧縮積立金	(-) 11,742
その他	(-) 4,726
繰延税金負債 合計	(-) 36,283
繰延税金資産の純額	143,358

(注1)

Shire社グループの統合の一環として資本関係を整理すべく子会社の清算手続を行っております。当該清算手続の結果、税務上、清算損を損金算入し、多額の欠損金が発生しております。将来の課税所得の見込みに基づき、繰越欠損金379,977百万円のうち81,964百万円について回収可能と判断しております。

(注2)

主に、過年度に実施した子会社の清算に伴って現物配当された孫会社株式を、税務上時価で計上したことにより生じた将来減算一時差異に対するものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	(-) 3,024.9
評価性引当額増減	179.2
外国子会社合算課税	3,038.4
未認識繰延税金負債の増加	(-) 412.4
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	(-) 183.2

